

弘前藩江戸藩邸における死者とその扱い（上）

篠村正雄

はじめに

近世仏教史の研究は、辻善之助氏によって体系化され、その後多方面からの研究が蓄積されてきた。^①伊東多三郎氏は、近世仏教史に社会経済史と文化史の方法を取り入れて、総合的に理解する必要があるとしている。そして、示唆に富んだ二つの問題提起をしている。一つは、中世と近世を分ける精神的区分であり、他の一つは、近世国民生活におけるの仏教の地位である。後者は、国民生活の発達から仏教の在り方に迫るといふものである。それは、都市・村落の発達、民衆生活の向上と、幕府・諸藩の支配下にあつて、寺院僧侶の増加、葬式法要、開帳縁日、仏事の発達、参詣巡礼の流行、講の発達が密接に関係することを考察して理解できるとしている。そこから、政治権力と宗教的権威の関係を究明しており、葬式法要・仏事の発達の分野には言及していない。^②澤博勝氏は、戦後の研究は辻氏の分析が不十分な部分を克服する統制論・制度論が中心で、仏教思想史・信仰社会史や新しい研究視座として諸宗教も加わってきたが、未だ仏教史と思想史研究との共通土俵の構築までに至っていないと指摘している。^③

確かに、現代の菩提寺と檀家が、明治維新後にキリシタン・日蓮宗不受不施派の禁教が解かれ、寺院が幕藩権力の人別掌握の役儀を解かれてからも強く続いているのは、民俗学・宗教社会学を含む総合的研究のもので理解していかねばならないと考える。

本稿は、地方自治体史編纂・執筆のなかで、弘前藩領民が旅の途中で死亡した時の扱いを明らかにした際、江戸に菩提寺を持たない勤番が死亡した場合の扱いが課題となり、論題を設定した。^④

次に、本稿に関する先行研究について触れる。

第一は、死者を扱う前提として、寺請制度をみることにする。近世に入ると、江戸幕府は寺院法度により本末制度を整備させ、キリスト教・日蓮宗不受不施派を禁じ、寺請制度を設けさせたとして一般に認識されていると考える。竹田聰州氏は、社会の側から寺請制・本末制と神仏習合に関する民俗学を含めて多面的に考察し、葬式・法事などの追善供養を行う菩提寺の檀家と、祈禱をもっぱら行う祈禱寺の檀家の成立を明らかにしている。^⑤高埜利彦氏は、江戸幕府と寺社を論ずる中で、寺院が寺請証文・寺送り証文を発行して、幕藩権力の人別掌握の一端を役儀として担い、その見返りとして、檀家役を取り立て、葬儀を独占できたこととみてい

る。そして、一八世紀以降、民衆が家別に墓石を建立し、寺院も年忌法要を勧め、過去帳を整備しているのは、民衆と寺院の双方が寺請制度を形成し、展開させているに他ならないとしている。⁶⁾ 主室文雄氏は、幕藩体制と仏教を論ずる中で、幕府が寛永一五年（一六三八）、寺院に檀家であることを証明した請書を発行させているところから、寺請制度は寺院がキリシタン改めを請け負わされたことにより形成されていたとみている。⁷⁾ 朴澤直秀氏は、宗教と社会に関する従来の研究を再検討し、宗教施設を媒介として僧侶集団と寺檀関係・寺院所在村との関係を明らかにしている。⁸⁾

これらの研究から、寺請制度はキリシタン改めから始まる政治的側面のほかに、民衆の死者に対する追善供養の強い要求という社会的側面が加わって継続されてきたということがわかる。そして、寺請制度の下にあつて、民衆は菩提寺で葬儀・追善供養を行い、旅にあつては、捨て往來証文により、死亡した場所に埋葬されたと理解されてきている。しかし、各藩の勤番が江戸で死亡し、菩提寺への埋葬が不可能な場合、どのような取り扱いを受けたかが明らかになっていない。

第二は、藩邸社会に関するものである。吉田伸之氏は、巨大城下町としての江戸の社会構造を、武家地・寺社地・町人地が磁極のように作用していることに注目している。そのなかで、藩邸の御殿空間は、藩主とその家族を中心に女中が住み、政庁がおかれた部分であり、詰人空間は、藩士・足軽・中間の住む長屋部分で、二重化している特徴を持つとしている。また、武家奉公人は江戸と関東周辺の抱元が請負ったが、江戸の滞留する日用と近似的存在であつたと指摘している。⁹⁾ このほか、武家奉

公人について、南和男氏は、江戸に流入する下層民を考察し、若党・中間・草履取は享保期に譜代から出替りとなつて質的低下をもたらし、日雇で補うこともあつたとしている。¹⁰⁾ 遠藤廣昭氏は、黄檗派江戸八カ庵は、江戸に流入した下層民を埋葬する機能をもたされ、そのなかの深川万祥寺の過去帳に見られる戒名を分析し、奉公人の葬儀を依頼した施主から埋葬経緯を考察している。また、引き取り手のない熊本藩の武家奉公人六〇一例のなかに、上総部屋に属する者が二〇二例含まれていることを明らかにしているが、熊本藩と万祥寺の関係は不明であるとしている。¹¹⁾ 松本良太氏は、奉公人を供給する人宿は、飛脚仲間・辻番請負組合を兼業するものが三割あり、抱元として江戸で抱える場合と、手代を上総に派遣し村役人を抱元として寄子を募集する場合があつたとする。¹²⁾

江戸に流入する奉公人についての論証は進んでいるが、奉公人が死亡した場合の埋葬の経緯については、遠藤氏が触れている程度であり、各藩の江戸藩邸の関与を考察した研究はみられない。

第三は、江戸安政地震の研究について述べる。北原糸子氏は、この地震を災害社会史として扱い、災害情報が身分制社会において客観的事実によるものか、安堵を与える主観的事実によつていかを検討している。また、経済的救済である施行は、富者・貧者の交流から宗教性・象徴性を含んだ儀礼として捉えようとしている。¹³⁾ 佐山守氏は、幕府の第一・二次の被害調査を分析し、町方の被害状況を明らかにしているが、埋葬方法には及んでいない。¹⁴⁾ 白石睦弥氏は、弘前藩士の「秘日記」と「弘前藩序日記（江戸日記）」の災害情報から藩邸の建物被害と被害者名を考察し、弘前藩が幕府へ届出した死亡者七九人に、新たに一名を加え八〇人と

している¹⁵⁾。しかし、埋葬方法や弘前藩邸の関与にはふれていない。

これらの研究では、地震における被害の様子は詳しく考察されているが、死者の埋葬、追善供養の仕方、江戸藩邸の関わり方は明らかにされていない。

第四は、近年、著しい成果をあげている考古学を取り上げる。谷川章雄氏は、川越藩士・龍野藩士の二例は、規模・構造から低録の旗本の墓に近いと報告している¹⁶⁾。西木浩一氏は、発掘寺院跡から埋葬施設が飽和状態になると、盛り土をしてその上に埋葬したり、先に埋葬した遺骸を掘り起こし、新たに埋葬する例は都市下層民のものと報告している¹⁷⁾。

ここでは、埋葬の形態が明らかにされている。都市下層民は、寺院への付け届けがなく無縁化していくものとみている。しかし、墓標のない埋葬施設からは、埋葬者の特定や追善供養の在り方までは追及できていない。

本稿は、これらの先行研究をもとにして、弘前藩江戸藩邸で死亡したとき、誰によって埋葬されたか。国元の菩提寺と同じ宗旨の寺院への埋葬が可能であったか。追善供養の仕方から、国元から江戸での死者に対する視点はどのようであったか。江戸藩邸の関与がどのようになされたかを、勤番を軸にして考察する。ここで、藩主家の人々はすでに報告していることから除いた¹⁸⁾。

主に使用する史料「弘前藩庁日記」には、江戸日記と国日記がある。以下、それぞれ「江戸日記」、「国日記」と略記する¹⁹⁾。

註

- (1) 『日本仏教史』近世編、岩波書店、一九五二。
- (2) 「近世における政治権力と宗教的権威」(『国民生活史研究』4)、吉川弘文館、一九六〇。
- (3) 『近世宗教社会論』、吉川弘文館、二〇〇八。
- (4) 拙稿「弘前藩における旅人の死の取扱について」(『年報市史ひろさき』第一〇号)、二〇〇一。「津軽からの伊勢参宮」(『東北女子大学・東北女子短期大学紀要 第四九号』)、二〇一一。
- (5) 「近世社会と仏教」(『岩波講座日本歴史』9 近世2)、一九七五。『竹田聴州著作集第七卷 葬史と宗史』所収、国書刊行会、一九九四。
- (6) 「江戸幕府と神社」(『講座日本歴史』5)、東京大学出版会、一九八五。
- (7) 「幕藩体制と仏教—キリシタン弾圧と檀家制度の展開—」(『論集日本仏教史』7)、雄山閣出版、一九八六。
- (8) 『幕藩権力と寺檀制度』、吉川弘文館、二〇〇四。
- (9) 「巨大城下町—江戸—」(『岩波講座日本通史』第一五卷)、一九九五。
- (10) 『近世都市社会の身分構造』、東京大学出版会、一九九八。
- (11) 『幕末江戸社会の研究』、吉川弘文館、一九七八。
- (12) 「黄檗派江戸八カ庵の古跡並御免とその機能—深川の黄檗派寺院を事例として—」(『江東区文化財紀要』第一号)、一九九〇。
- (13) 「人宿」(『岩波講座日本通史』第一五卷)、岩波書店、一九九五。
- (14) 『地震の社会史—安政大地震と民衆—』、講談社文庫、二〇〇〇。『近世災害情報論』、塙書房、二〇〇三。
- (15) 『安政江戸地震災害誌』上・下巻、海路書院、二〇〇四。
- (16) 「秘日記から見た安政江戸地震」(『歴史地震』第二号)、二〇〇六。
- (17) 「江戸の墓地と都市空間」(『文化財の保護』第二号)、東京都教育委員会、一九九〇。

(17) 「葬送墓制からみた都市江戸の特質」(『年報都市史研究』六)、山川出版社、一九九八。『江戸の葬送墓地制』、東京都公文書館、一九九九。「江戸の社会と葬をめぐる意識―墓制・盆儀礼・おんぼう―」(『関東近世史研究』第六〇号)、二〇〇六。

(18) 拙稿「浅草常福寺口上書と御屋敷え常福寺御由緒略覚」(『年報市史ひろさき』第三号)、一九九一。「津梁院境内図」同第四号、一九九五。「満隆寺・妙壽寺・南谷寺と津軽藩主の墓石」同六号、一九九七。

(19) 弘前市立図書館蔵。

一 藩邸に住む人

(1) 藩邸内の人々

死者を扱う前提として、藩邸内にどのような人が存在するかを分限帳からみていく。延宝七年(一六七九)、藩主が在国の時は、定府の藩士一一人、足軽五四人(内小頭二・手明二)、長柄三二人、小人一〇二人(内小頭二・手明二)を数える^①。手明は人手不足の部署へ派遣するため、プールしておいたものであるが、この中に江戸抱えや上総小人が存在するかは確認できない。寛保元年(一七四一)、庚申の夜食を御広敷女中一五人、他に女中一二人分を用意しているところから、女中二七人の存在がわかる^②。同三年には藩士二二人、足軽・小人一七七人を数え、江戸足軽頭・江戸小人頭兼御国小人頭は、江戸抱えの者を管轄する役職とみられる^③。また、上総小人一五〇人が存在するが、上総小人を抱えた上限は確認できない。延宝期からこれまでの間に江戸抱えの足軽・小人と、多くの上総小人を抱え込まねば藩邸が機能しなくなっている

様子は窺える。天保四年(一八三三)には定府一五二人が存在する^④。嘉永三年(一八五〇)には定府・勤番一二一人、女中五九人(奥女中三〇・息女付二二・若殿付七)が存在する^⑤。また、家老に用達一・侍四人、用人に用達一・侍二人が付いており、諸家来二五人が被官の又者とみられる。安政二年(一八五五)、安政江戸地震の手当は、表(1)のようになり、定府二二二・勤番五二二人を数える。同三年、御目見以下から小人まで五〇七人に暑気払いの枇杷葉湯を配布しており、この中に上総小人七〇人が含まれている^⑥。また、作事方一一人は地震復興に国元より呼び寄せられたもので、平時の人数には入らない。同四年、御目見以上が三三八、以下が三五人、女中五八人(藩主付二〇・前藩主付二〇・息女付一八)と記録されている^⑦。参勤交代緩和後の元治元年(一八六四)、定府一七八人(御目見以上一六四・以下一四)を数えている^⑧。加賀藩では、寛政八年(一七九六)、藩主在府で勤番二四〇・足軽以下一七四七・又者八三七人と数えている^⑨。合わせて二四二四人となり、勤番一人で約三・五人の又者を抱えていることになる。秋田藩では、文化八年(一八一二)、藩主在国で勤番三九一人であるが、又者の数は不明である^⑩。

弘前藩は安政二年の段階で、定府二二二・勤番五二二人と数えるが、規模の異なる加賀藩・秋田藩とは比較できない。文久三年(一八六三)、参勤の緩和で定府の家族が国元へ移住する時、一軒七人と数えている^⑪。で、安政期の定府二二二人の家族は一五五四人と試算することができる^⑫。女中は、藩主家の構成によって変化するが、最大時で五八人が存在している。又者は、家老で五人、用人で三人、百石取り二人で又者一人を抱

表 (1) 安政江戸地震の手当一覧表

勤		番		定 府						
役	職	手当	丸潰	役	職	手当	丸潰	手当	半潰	
御 目 見 以 上	御家老	6両		御 目 見 以 上	御用人	6両				
	御用人	4両			御側御用人	7両3分				
	勘定奉行・御小姓組頭・御錠口	2両1分	1両2分		物頭より御取次	5両1分	3両			
	御目付				勘定奉行より上々様御附	3両3分3朱	2両1分			
	御近習小姓	1両2分	1両		御使番より御近習小姓	2両2分2朱	1両2分			
	作事奉行・御小納戸役・御近習医者	1両1分1朱	3分2朱		御近習医者より御小姓組	2両1分	1両1分1朱			
	御膳番・御小姓組				御右筆より御用達	2両	1両2朱			
	御祐筆・御台所頭・御用聞	1両2朱	3分		御留守居組より御役者	1両1分1朱	3分			
	御中小小・両吟味役・表右筆	3分	2分		御目見以上	1両	2分1朱			
	御料理小頭・御徒小頭・御茶道				御目見以下	3分1朱	1分3朱			
	御近習坊主・御勘定小頭・飼料役				計 390両1朱	244両3分3朱	145両2朱			
	与力・御番人・御徒目付・御徒	2分1朱	1分2朱		計 222人	110人	112人			
	御料理人・御茶道附・勘定人・馬医									
	両受私役・附添番・大工頭									
	御 目 見 以 下	錠前口・御馬下乗・足輕目付	1分3朱		1分					
御持筒・大組警固・諸手・坊主小頭										
御家具小頭・御家具之者・足輕										
掃除頭・御用所坊主・御中間										
御陸尺小頭・御馬屋・板之間小頭										
長柄之者・作事杖突										
御鐘持より掃除小人	1分1朱	3朱								
計 165両2分	66両2朱	99両1分2朱								
計 512人	110人	402人								

外に勤学登等に15両
合計570両2分1朱

弘前藩庁日記（国日記）安政2年12月7日条による

えている例があるが、藩邸の直接支配が及ばないことから実数を把握することは難しい。

次に、藩邸内での生活を見ると、慶応二年（一八六六）、参勤に同行した藩士小山氏は、弘前出立時に金七両・錢一貫四〇〇文を持参し、江戸での手当は七月に一両一分・五五五文、一月に二両二分・五七二文、正月に二両二分・四四五文が支給されている。非番には浅草・亀戸天神で喰い物屋に入り、貸本を借りたりして江戸の生活を楽しんでいるように、借財に苦しむ様子は窺えない。

紀州藩の三〇石程度の下級武士酒井伴太郎が、江戸詰を希望する理由は手当二三兩弱の四割を節約し、国元の家計を助けるためであった。弘前藩では、このように江戸での手当を蓄えた例はみられない。

弘前藩は、正徳三年（一七一三）、国元で若党・中間の給金を定め、日用頭に雇用を申し入れさせている。例えば、江戸詰中間の上級クラスで切米二兩一步、国元の同クラスで百目となっており、勤番は国元より高く設定されているものの、江戸で病による薬料、死亡による葬式料を捻出させることは無理であったろう。

「江戸日記」には、藩士からの拝借金願が恒常的にみえ、江戸での消費生活が借財を重ねていく様子が窺える。阿部綾子氏は、天和期に弘前藩江戸藩邸と、町人との金銭貸借に関する訴訟は、藩に有利に運ばれるか、町人の泣き寝入りになるため、町人は結束して対峙するようになったことを明らかにしている。また、弘前藩は、藩士に対する生活用品の売掛代金の返済訴訟を、当事者同士の解決に任せる方策を採っているとしている。しかし、国元へ帰る家老が、町方からの借財を返却できず、

勘定奉行が証文の裏書をして、知行米より返納させている例もある。また、国元へ帰る藩士一二人の借財一九一両余や、返済せずに国元へ帰り、一〇年後に町方が江戸町奉行へ訴えたことなども、藩士の借財の解消に弘前藩邸が対応せざるを得なくなっている状況にあった。

藩士の借財からの生活を救済するため、藩邸は次のような対策をとった。文化一三年一二月、定府の者百石につき利息一分で二十両を貸し付け、知行米により七年賦で返済するというものであった。⁽¹⁶⁾ また、弘化二年（一八四五）、救済策の布達があり、定府の養子縁組・長屋移替・葬式の際の拝借金が数口にわたり混乱を生じているので、今後は、その年の借財は、翌年より三年賦で返納させることにしている。⁽¹⁷⁾

このように、江戸での生活は、消費を強いられるものであり、病気の薬料、さらに葬式の費用が重なると、町方からの借財と弘前藩邸からの拝借金で急場を凌ぐより方法がなかった。弘前藩邸の方は、藩士の個人的な借財が町方から江戸町奉行所への訴訟となるのを、そのままにしておくことが出来ず、知行米から年賦で返済させる方法で解決しようとしていることがわかる。

ここで、江戸における武家奉公人について、国元との違いを明らかにしていきたい。

寛文元年（二六六一）、アイヌの蜂起があり、弘前藩は幕府から出兵を命じられ、軍団を組織し、同九年以降は継続して警固にあたった。浅倉有子氏は、同九年の蝦夷地出兵の際、各藩士が従者・機械持夫を自力で確保できず、藩権力の手を借りて掃除小人、御蔵・給地百姓から補充できたとする。⁽¹⁸⁾ また、文化八年の新軍役規定では、百石取りの藩士が従

者二人の内、一人は自己負担、一人は藩からの貸人と定められ、自己負担の従者を確保できない場合は、藩庁が貸人の給金を知行米から差し引くことで可能になったとする。

武家奉公人の確保については、寛政二年、足軽・小人の子・兄弟から補充する方針は実現できず、同一〇年には町・在方から三五人を加えている。文化六年、掃除小人の質的低下から、不足分二〇人を、掃除方・勘定小頭・目付が立会い、骨柄・力量を見定めてから補充している。⁽¹⁹⁾ 戦時においては、藩庁が役高にに応じて貸人を提供し、新軍役規定では従者の二分の一と武器を貸与することで、ようやく軍団を組織していることがわかる。平時において各役所への加勢としての貸人はみられたが、個人的な理由による貸人は行われていない。しかし、文政五年（一八二二）、貴田十郎右衛門が江戸で大病に陥り、倅秀平から江戸までの旅に不案内のため、足軽か掃除小人の拝借願いが出て許可になっている。このような理由のときは特別に認められたものであろう。

江戸藩邸における貸人については、次のような布達が出ている。

〔史料一〕「江戸日記」天和元年（二六八一）七月一日条

一、百石之面々、定り之御扶持方外、不被下置候、其外も其通^三候、自今以後百石士御使者等、罷出候節、御足軽耆人、挟箱持耆人、道具持耆人、以上三人宛御借被成候、

百石取りの藩士には定められた扶持以外の手当は支給しないので、使者に立つときは藩邸の方で足軽・挟箱持・道具持の三人を貸人として用意するといふものである。宝永三年（一七〇六）には使者に対する貸人は、上屋敷の手明の小人から出している。⁽²⁰⁾ 同四年、物頭以外に馬小屋が無く、

国元から馬を連れてきていないので、用向きのある時は藩邸に貸馬、馬の口取りを申し入れるようしている。²¹寛保元年には使者に供する貸人の衣類が見苦しく、月代を剃っていない者もあり、衣類・帯を相応のものにするよう勸告が出ている。²²安永元年（二七七二）、目付から、使者に立つ者の又者が病気のため貸人を連れる場合は、理由を示すように指示が出ている。²³宝永三年、桜庭伝助に殺害された清野九兵衛には、若党平沢曾右衛門・中間吉右衛門・小者久助の他に常付御国小人小三郎がおり、小人は藩邸から御金奉行職遂行のための付人であり貸人ではない。²⁴

国元では戦時において貸人がみられるが、江戸では平時において、藩士は藩邸からの貸人によって、かろうじて役務を果たしていることが理解できよう。

土佐藩では、若党・鐘持・挟箱持を雇い、他の藩士から又者を借りて役務を果たしている例がみられるが、貸人制度はみられない。²⁵

弘前藩で、この他に貸人が認められた具体例を見ることにする。明和三年（一七六六）、用人吉村場左衛門は、国元へ帰るにあたって、交替による国下りの掃除小人の内から、貸人四人を申請している。安永三年、勘定人葛西佐左衛門は、病気により国元へ帰る際、掃除小人を貸人として願い出ている。²⁶寛政五年、中小姓・右筆手伝小山内利門は、同役とみられる木立茂助と二人で又者一人を連れて江戸詰をしていた。ところが、小山内が病気になったため、木立の方から弘前藩邸へ貸人願が出されている。²⁷

文久二年の規則では、勤番の者の又者が病死の際、貸人である掃除小人一人当たりの三〇日の給金の内、三分の一は藩邸より支給し、残り一

歩二匁六分は自己負担するものであった。²⁸勤番の者より自己負担なしでの貸人を願い出たが、藩邸はこれを認めなかった。この際の貸人は三〇日を限りとし、この間に又者を見出さなければならなかった。同年、弘前藩大坂屋敷の勘定小頭への貸人が病死し、江戸藩邸から新たに掃除小人一人を派遣している。

これらの例から、国下り、病下り、又者が病気の際に藩邸は貸人を認めている。この中で又者が病気の際の貸人は、給金の三分の二を自己負担するものであった。

江戸藩邸では武家奉公人の不足を、国元から補充しようとして、天明二年（一七八二）、掃除小人一〇人を要請している。²⁹国元では、鷹付人として一〇人を江戸へ向かわせた後であり、新規召抱えを行って江戸からの要求に応えている。また、寛政五年、江戸から二〇人の要請があったが、掃除小人の多くを蝦夷地警備のため派遣しており、帰還次第、江戸に向かわせると答えている。³⁰天保四年、国元が凶作により掃除小人の派遣を断っている。安政二年、安政江戸地震の復興への派遣から、国元でも掃除小人六〇人余が不足し、各役所への加勢を引き上げること穴埋めをしている。³¹

国元では、蝦夷地警備や凶作といった状況下にある時は、江戸からの掃除小人増員の要請に応ずることが出来なかった。蝦夷地と江戸に派遣する掃除小人に質的な違いは見られない。

この貸人制度のほかに、武器の貸与がある。国元では蝦夷地警備の軍団を組織する際、組によっては甲冑所持が二人だけで、藩からの貸与がなければ役務を果たせないまでになっていた。江戸でも、嘉永六年、幕

府からの内意で、異国船が内海へ侵入した時に、東葛西の防備に当たるため、士大将等に兵士三〇騎を加えた軍団を組織した。⁽³²⁾そして、御目見以下まで火事装束を着して詰めることになったが、江戸には武器は持参していないため、藩邸が甲冑七〇領を国元から取り寄せ、鉄砲・大小一〇〇腰は江戸で買い入れ貸与している。平時・戦時を問わず、藩士は貸人・武具の貸与によって、ようやく役務を果たしていることが理解できよう。

江戸における武家奉公人の確保は人宿を通しておこなわれた。人宿は、桂庵・入口・口入・奉公人宿・肝煎宿等よばれ、奉公人の斡旋・仲介をおこなった。番組人宿組合を組織し、抱元として江戸への流入民を寄子としてプールしておく、武家方・町方からの要請に応じて供給する場合と、在方に手代を派遣し、村役人を抱元として寄子を募集する場合があった。この際、抱元は生国村・年齢・宗旨・檀那寺を記した奉公人請状を奉公先へ提出し、寄子の給金の受け渡しや世話をおこなっている。奉公人の身許保証人になる請人には、家主・五人組・店請人・同じ店子の者がなり、人主には、親・兄・親類の者がなることが多かった。

弘前藩邸では、江戸足軽・長柄之者の請状に請人・人主、小人の請状に入口の裏書押印を要求した。⁽³³⁾この請状に藩邸は一分を支払い、入口二人が二朱ずつ受取って判を押し、請人は押印をせず金銭も受け取っていないところから、入口が藩邸との交渉の責任者であったことがわかる。寛保元年、江戸小人の三部屋の部屋毎に、部屋頭・役割・食焚・水汲が一人ずつ配置されていて、部屋の運営がなされていた。⁽³⁴⁾

次に、江戸藩邸の上総小人を取り上げる。江戸抱えであることが明確

にわかることと、藩邸内で死亡した時、請人が引き取り埋葬するものの、江戸藩邸がどのような対応をしたかをみていくためである。

寛保三年（一七五〇）の分限帳に、入口として政田屋嘉兵衛・万屋平衛門の二人があり、上総小人一五〇人を一人二両二朱・一人半扶持で抱えている。⁽³⁵⁾また、御貸馬口取二人、自分抱の炊飯一八人の武家奉公人も存在していた。上総小人部屋設置の上限は確認できないが、延宝期からこれまでの間に、これだけ多くの上総小人を抱え込んでいることがわかる。同三年、藩邸は、小人が老年で参勤交代の荷物を担ぎかねているため、国元より壮年の者を呼び寄せる計画を立てているところから、武家奉公人の質的低下に頭を悩ましている。また、同四年には、上総の世話人に三両を渡し、上総小人五〇人の募集をおこなっている。文政一年は藩主が在府の年で、小人二五〇人が存在するものの、掃除小人・上総小人が不足し、国元や日雇いで補充しようとしている。⁽³⁶⁾天保二年には病身・病死の補充に七〇人、同四年には凶作の国元から掃除小人を補充できず、翌年には上総小人から重年の者を調査した上で、七〇人を改めて抱え直している。上総小人は一季・半季抱えにもかかわらず、文久二年には五人を月抱えにして急場をしのいでいることがわかる。

嘉永六年、幕府がロシアと和親条約を結ぶと、東北諸藩は蝦夷地の警備を命じられた。弘前藩も函館・寿都の陣屋の警備にあたり、掃除小人を江戸へ派遣することが困難になっていった。国元では、蝦夷地警備や凶作といった状況下にある時は、江戸からの要請に応ずることが出来なかった。藩邸の武家奉公人は、国元からだけでは補充できず、その分江戸で抱えざるをえなかったことが理解できよう。

文政一一年、藩邸は上総小人の代理になった信州小人の不始末を抱元である播磨屋銀次郎に処理させている。³⁷ 安政元年、大坂での働きが認められ、藩邸より褒美を受けた商人の中に播磨屋半助・祐助・善兵衛、元治元年に薪炭を納入する播磨屋半兵衛の名前があるところから、これらは播磨屋を名乗る同族とみられる。播磨屋は、武家奉公人の斡旋の他、炭屋等の商賈を通じて、弘前藩邸との関係を密接にしていたものと考えられる。安政六年、番組人宿四一〇人の中に麹町一丁目播磨屋五兵衛の名前が見えるが、銀次郎と同族であったかは知ることができない。³⁸ 播磨屋宗七は、雇頭として弘前藩邸より手当を得て、上総の抱元へ上総小人の募集に出かけている。銀次郎と同族であり手代として働いているとみられる。天保一〇年、雇小人直之助が悪事により町奉行の取り扱ひになり、病気で品川溜に移されて死亡した。³⁹ 宗七は寄子であった直之助を貰い受けて片付けており、弘前藩邸は諸入用として一両を支給している。弘化三年、弘前藩目付は、藩邸の門前で倒れた金毘羅婦りの波岡村の百姓を半七へ預け、薬料・賄料は、国元で取り立てることにしている。⁴⁰ 同三年、雇頭宗七は、一〇代藩主信順の室金姫が生家田安家へ外出するにあたり、人夫が不足し、一人平日の三人前増しで、一七六人分二九兩一分を受け取ったが、補充できなかった。⁴¹ また、文久元年、和宮の江戸到着により江戸中の人夫が払底して、各藩でも対応に苦慮しているが、弘前藩では一月一三日から一六日にかけて、人夫足止錢一日三〇〇文、三四人分を用意している。⁴² 嘉永三年、門前の捨て子を宗七が弘前藩邸から預かり、諸入用一両を渡されたが、後に貰い受けることになり、手当二両、合わせて三両が支給されている。⁴³ 安政元年、親の仇討ちをした赤

石愛太郎の葬式が弘前藩邸の出費で行われたが、宗七は石碑の建立から開眼供養までを任せられ、三兩一分を支給されている。同三年、上総小人文八が、藩士水木雄之進の路用金三兩を盗んで逃亡する事件が起こった。⁴⁴ 宗七は半分の一兩二分を立て替え、上総の抱元とみられる名主へ交渉でかけ、調査後に半金を支払うことにしている。文久元年には、鳶之者・人夫の印半天・半被・股引の注文を引き受けている。⁴⁵

このように見ると、宗七は雇頭の仕事のほか、犯罪人の処理、国元からの旅人の保護、捨て子などに対応させられている。藩邸の周辺で起こる問題解決に、宗七のような存在は、なくてはならないものであったことが理解できよう。

天保六年、上総部屋役割寺田紋蔵は、数年来の働きが認められ、小頭として新規召抱となり、二両二朱二人扶持・勤料一両が与えられ、元治元年には向屋敷に住み、屋敷の出入りの取り締まりにあたっている。⁴⁶ 文久元年には務め振りが認められ、掃除頭格に昇進しており、小頭として精勤すれば、一代限りではあるが身分の上昇が認められた。金沢藩では、武家奉公人は給人知行所か人宿より確保してきたが、なかには譜代奉公に取り立てられる者も出てきている。⁴⁷ 弘前藩では足軽・掃除小人の譜代は認められず、親類縁者は改めて新規抱えの取り扱ひとなり、一代限りのものであった。

元治元年、弘前藩邸は、江戸組人宿遠州屋吉右衛門から、家屋類焼により二五兩の借財の願い出に対し、武家奉公人の給金から五年賦で返納させることで対応している。⁴⁸ 弘前藩の江戸における武家奉公人の確保については、文政一一年、藩邸は五〇人の小人不足から、信州小人抱え入

れの審議をしたものの、人入株がないために困難と結論付けている。¹⁹⁾これは、出入りの人宿が、信州小人の人入株を所持していないためとみられる。

弘前藩邸出入れの人宿として政田屋・万屋・遠州屋・播磨屋が存在した。上総小人に関しては、主に播磨屋が請け負っており、高松藩のように藩士が直接上総へ出かけることはせず、播磨屋を通じて抱えていることが明らかになった。また、国元の凶作や蝦夷地警備の状況や、江戸の政治・社会情勢に左右され、賃金の高騰などから武家奉公人の確保は困難を伴うものであった。弘前藩邸の又者について、これまで見てきたところでは、弘前藩邸で家老に用達一人・侍四人、用人に用達一人・侍二人、御金奉行に若党・中間・小者各一人の存在が確認できた。また、百石取りの藩士二人で、国元から又者一人を連れてくる例もあった。

又者の片道中を次の史料からみていく。

〔史料2〕「江戸日記」寛政七年五月一九日条

一、今日御目付触左之通、

覚

御家中之面々、御参府御供登、其外交代登等之節、御国元^ニ而家来召抱片道中之積^ニ而召連罷登、江戸着後家来暇出候儀、前々御触も有之処、近年猥暇差出候族も有之旨相聞候間、以来左之通、

一、一躰片道中召連候者^ニ候共、於江戸表一通^ニ暇不差出候様、併右之者江戸家中^江奉公相々、翌年御下向之節迄、江戸家中^ニ而召抱置、御下向御供下之族、又々道中召連罷下候儀者勝手次

第、他所奉公之儀者堅差留申付候、

一、道中無儀^ニ而者不相成^ニ付、無抛召連罷登候へ共、此節之儀故、江戸着後召仕候儀も不相成、暇差遣候族も可有之、左様之類、又、翌年御供下り迄召仕候筈^ニ而召連参候家来、若江戸表^ニ而暇不差出候而不叶^レ有之候へ、其子細御目付方^江申出、承届候上暇差出候様、左候へ者右暇出候家来、掃除方^江御預之上御賄被下置、日々御雇代り申付、御下向之節御行列方并掃除頭^ニ而宿雇之者^江割入、御下^シ申付候、

一、却而御国元^ニ召連罷登候家来、病気等^ニ而御国元^江差下候へ、是又御目付方^江申出、指図を受差下候様申付候、此旨共可被申触候、以上、

四月

御目付中

但、何之誰家来病気^ニ付、御国元^江差下候訳、爰元御目付方御国元御目付^江送状差出、何連御^レ宣様取扱候様、口達^ニ而申付候、

この内容を六点にまとめらる。

①参勤に同行した又者を江戸で召放すのは禁止する。
②翌年の国下りまで、藩邸内での奉公は認めるが、他所への奉公は禁止する。

③召放しの理由を目付へ申し出て、承認を得る。

④召放された又者を掃除方へ置き、賄いを与え日雇いとす。

⑤藩主が国元へ帰る時、掃除方の宿雇に含めて連れ帰る。

⑥病気の又者を国下りさせる時は、目付の指示を仰ぐ。

勤番が又者を片道中で召抱え、江戸到着後に召放つため、伊勢参宮へ廻る者、他家へ奉公して病気になる弘前藩邸の世話になる者が出てきた。以前からの布達を改めて出したもので、取り締まりの強化と又者の救済にあつた。勤番が参勤に又者を同行するのは体面上であり、経済的余裕の無さが原因とみられ、ここにも貸人制度がなければ役務を遂行出来なくなっていることがわかる。

この他、江戸抱えの又者も存在した。貞享四年（二六八七）、目付より藩士に対し、江戸抱えの又者が欠落した際、請人・人主を書付け提出するよう布達が出ている。元禄元年（二六八八）、藩士山田権大夫は、請人徳右衛門、下請を久大夫とする八助を又者として抱えた。八助は久大夫の下請となっていた。ところが、江戸町奉行より久大夫を、お尋ね者として連絡してきたため、弘前藩邸が協議し、藩主へ報告の上、八助に暇を出し、請人徳右衛門に預證文を提出させている。又者の実態について、これ以上明らかにならない。

弘前藩の武家奉公人については、『幕末明治女百話（上）』に、「本所にすぎたるものが二つあり、津軽屋敷にすみやしほばら」とあり、次のような話が載せられてある。本所では、津軽屋敷が大きくて悪い足軽・中間が巢をつくって町人を苛めたのと、塩原多助の炭屋が繁昌しているというものである。とくに、津軽のさし売りは有名で、戊辰戦争のころ部屋頭が駕籠に乗って強請りにきたり、藩主の供先を切ったことから御供頭が懸け合いにきて一〇両取られた話を紹介している。武家奉公人の手のつけられないがさつな様子が伺える。

弘前藩邸内に住む人については、目付が把握する機密に属することで

あり、なかでも奥向きに関することは、特に秘密のベールに包まれている部分であつたことがわかる。藩士の江戸での役務遂行は、平時にあるにもかかわらず、自己の抱える又者だけでは無理で、貸人により可能となった。

武家奉公人を国元の弘前から供給することが、国元の政治・社会情勢から困難になると、必然的に江戸で人宿を通して補充していったことがわかる。そこには、奉公人の欠落・犯罪による質的低下や給金の高騰による財政の窮乏など、多面にわたる問題を抱えていたことが理解できよう。

（2）病下り

弘前藩邸内で病氣した場合、定府は家族が看病にあたることができ、勤番は同室の者が看病にあたり、回復しない時に病下りを願い出ている。目付對馬又吉は、寛政五年六月二日より腹痛で病欠していたが、腹痛は回復したものの浮腫が現れてきた。八月八日に病下願いを出し、これが認められてから末期願を提出している。これまでに四七日を要している。藩邸は国下りが予定されている陸尺小頭木村源右衛門に、付添見継させることにした。拝借金は、役職を考慮して駕籠料等として三両、予備の不時金一両、病氣中の支払いに二両を認め、国元で知行米から返納させるよう取り計らった。一三日に江戸を出立したが、山形城下旅籠町で病死している。また、中小姓・右筆手伝小山内利門は、同年八月五日より浮腫が現われ、九月二日に病下願いを出し、それが認められてから末期願を提出している。これまでに四七日を要している。藩邸は、

付添いの内諾をしていた縁戚の諸手足軽中村幸右衛門に見継をさせ、掃除小人の貸人は認めなかった。拝借金の内不時金の三分だけを認め、借財の返却分の方は承認しなかった。

このように、寛政期までは病下りの発病からの日数が決まっていなかったようにみられる。ところが、文化一三年、病下願は一〇〇日過ぎてから提出するように決められている。⁽⁵⁵⁾その内容は、『御用格』に示されている。

〔史料3〕『御用格（第1次追録本）上巻』文化一四年四月二十九日

一、御国元より江戸詰之面々病氣付願之上御国下被仰付候、然処、去当年は別而病氣下願多^ニ而日数も御国下願候族も有之、病症^ニ寄不得止事義乍申御締合不宣候間、以来病氣百日養生差加、快氣不致候、病症^ニ寄御国下願申出候様、左候、向々吟味之上可被仰付候、勿論病氣下度々願申出候面々は不勤御糺可被仰付候、猶又江戸詰合計^ニも不拘、江戸表より御国元^正御供下之面々も同様被仰付旨御目付触有之、

但江戸表より申来、本文之通御触出被仰付候、

この内容を三点にまとめる。

①勤番の者は、これまで病気になってから一〇〇日を過ぎた時点で、所属の組頭を通して病下願を申し出ることになっていた。

②取り締まりが緩んでいるので、以後は一〇〇日を過ぎて快気に至らない時、国下願を出すようにする。

これによると、病氣養生が百日を過ぎて回復しない時に国下願を提出し、吟味のうえ許可することになっている。文政六年には行駄駕籠の不正使用

が問題になり、支配頭・医者に対し吟味を徹底するように命じている。安政三年には、文政年間の目付触が守られないとして、同じ内容の触が出されているところを見ると、徹底できなかったようである。

文政一一年、諸手足軽川村軍平は、乗馬が無理なため、行駄駕籠の使用を願い出たが、藩邸は医者による診断書の添付を命じ、その後許可が出ていた。⁽⁵⁶⁾この病下願は、病氣発生から一〇〇日を経過し、所属の組頭を通し、医者⁽⁵⁷⁾の診断書を添えて弘前藩邸に提出して許可になっている。天保一四年六月、勤番の掃除小人四人が、病気で仕事もできず引き籠もり、一人は寝たきりで部屋⁽⁵⁸⁾の連中も迷惑をしている。酷暑を越せないのではないかと見られ、医者が見聞し、柳島御口取役に付添いさせることで、病下りの許可が出ている。拝借金として、行駄駕籠、軽尻馬三匹分と不時金一分が認められている。

上田藩では、足軽は五〇才を過ぎて剛健でないものは引退させ、病身であれば一〇〇日は介抱するが、それ以後は打ち切って他の者に変えている。⁽⁵⁹⁾ここでも病氣回復は一〇〇日を基準としていることがわかる。

女中の例では、宝暦一〇年（一七六〇）、御年寄嶋田が本荷一駄分を支給されて病下りしている。⁽⁶⁰⁾安永四年、女中かつが病下りするときに、家老の取り扱いで、銀二枚と藩医三木正甫からの薬二七〇服が支給された。銀二枚は奉公の褒美とみられる。また、嘉永五年、御姫様付女中の召使いとは、病下りでなく暇を出されて国元へ帰る場合であるが、交代下りの御住居番人に世話をさせることにしている。⁽⁶¹⁾路用として下一人分二分二朱・六八四文、本馬一疋一分二朱・七一七文、手当一分・四〇六文を支給することになった。中田関所を出る際の女切手は、御留

守居の扱いとなり、不時金一分は、親田中小右衛門から返納させることにした。

病人への付添下りは、安永三年、勘定人葛西佐左衛門には、掃除小人の貸人があたって⁽⁶¹⁾いる。寛政一二年八月、馬廻組頭用人兼役添田有方の場合には、用人の評議の結果、先例により医者⁽⁶²⁾を付添いさせている。奥州街道矢吹宿に逗留中、白川藩は医者を見舞いに派遣したが、同一三日に病死した。その地の大福寺（真言宗豊山派）に仮葬されたが、同寺の過去帳に記載がなく、親類縁者が追善供養に訪れたかどうかはわからない。

文政三年、町大工には勤番の古参の者の国下りにあつたものに付添いさせて⁽⁶³⁾いる。弘化元年、諸手足軽工藤重五郎の行駄駕籠による病下りは、付添人がなく交代下りまで待つようにいわれた⁽⁶⁴⁾。ところが、病が重くなつたため、藩邸は親類の工藤助四郎に付添いさせることにしている。病人の一人旅は無理であり、藩邸は必ず親類縁者・国下りの者・貸人に付添いさせて国元へ帰していることがわかる。

拝借金については、嘉永五年、柳島御召馬口取伝介は、病下りにあたり駕籠人夫代一両一分・一貫五三〇文、行駄駕籠代一分四六六文、不時金一分、付小入子之助は、軽尻馬賃錢一両・一四四文・不時金一分を借り、国元で給金から返納することになった。行駄駕籠は作事が作り、国元で用済み次第、勘定方へ返すものであつた。

拝借金・不時金は、国元で知行米・給金で返納するものであり、江戸藩邸は藩用の飛脚便で、国元の勘定奉行へ連絡している。御召馬口取の武家奉公人で、病下りに一両三分・一貫九九六文を必要としており、こ

の返却の工面は大変なものであつことが推察できよう。

御目見以下の病下りが多いため、文政十一年、勘定奉行から弘前藩邸内に養生所設立の意見が出された⁽⁶⁵⁾。藩邸では検討した結果、設立の費用と病人の看護を誰が行うかの二点で取りやめとなった。

上総小入部屋では、天保五年、風病が流行し五人が死亡したため、藩では出入りの江戸秋葉山の修験教寿院に祈祷を命じている⁽⁶⁶⁾。教寿院は、藩主家の人の麻疹の際の祈祷、屋敷稻荷の初午の祭事も行い、祈祷札の発行を行っている。

安政五年、疫病が江戸の町を襲うと、弘前藩邸は藩主家の菩提寺浅草常福寺へ祈祷を依頼している⁽⁶⁷⁾。

病名では、脚気・浮腫・疝積・麻疹・傷寒・風邪・頭痛・眩暈・瘧疾・瘰癧・疫病・疫癘・風気が挙げられる。松本明知氏は、浮腫病は蝦夷地警備のため越冬した東北諸藩の藩士に続出してあらわれ、大腿が膨張して斑点が出て、歩行困難となつて死亡するもので、新鮮な野菜を摂取しないところからくる壊血病とみている⁽⁶⁸⁾。病下りでも脚気・浮腫により歩行困難となり、行駄駕籠・軽尻馬を用いている例が数多くみられる。

このように見てくると、病下りは、一〇〇日以上以上の病気で回復しないものが、所属する頭と医者⁽⁶⁹⁾の診断書を添えて願を出し、許可されていることが明らかになった。

弘前藩邸は、掃除小人・上総小入に多数の病人が発生するところから、養生所の設置を考えたり、夏季に枇杷葉湯を配布したりして、対策を立てている。医者に見せ、服薬させることや、修験による祈祷も行っている。また、江戸の町に疫病が蔓延すると、藩主家の菩提寺へ祈祷を依頼

し、その時の祈祷札は屋敷内の人心の安穩を図るものであった。途中で死亡するほど衰弱している者は、末期願を提出してから旅立っている。末期願について次の史料をみることにする。

〔史料4〕『御用格寛政本』「末期之部」⁽⁸⁾

一、各組中病氣及大切候分、願之書付差上候節、早々番頭を差越判形之筆本為見、無遅々差上可被申候、若又判形難叶候、面々番頭病人^江致対面、願之通直^ニ可承候、或は急死頓死^ニ而不及右之両様勿論、兼而之書置等も無之候、其趣有体^ニ早速可被申上候事、

天和二年十二月朔日

一、面々組中病氣及大切候時分、同組之者、警固之者、早々病人方^江差遣、病氣之様子其者之願等具^ニ承届差置可被申候、惣而組中病氣之節、其品に随ひ切々様子相尋、医者并養生之儀迄懇^ニ指図可被仕候事、付養生難叶相果候、其者^ニ随而死後迄之指図をも可被申付事、

但御旗奉行、御持鑓奉行、御持筒者頭^江相渡之、

天和二年十二月朔日

この内容は次の二点になる。

①末期願の判形見届は番頭が行い、判形を据えるのが無理な状態であれば、願の内容をよく聞き報告する。

②病人が出たら、同組の者が医者を頼んで世話をし療養させ、死後の取り片けについても指図を聞いておく。

病人に対する判形見届の手續きと、同じ組の者が医者に見せ、看病にあ

たり、死後の指図も聞いて置くというものである。同じく『御用格』に見える明和五年の「末期判元見届御定」によると、判形見届の役目は、次の三通になっている。

①目付が馬廻格以上と百石以上まで、

②徒目付が御目見以上まで、

③御目見以下は支配頭か同役があたる。

幕府法の末期養子は、急養子願に親類書・遠類書に養実親類連名の添願書が必要としたが、弘前藩もこれに準じたとみられ、さらに判元見届が行われている⁽⁹⁾。元禄一四年、算者斎藤長左衛門は末期願に跡式を決めており、徒目付が本人の花押を確認している⁽¹⁰⁾。

次に、目付對馬又吉の末期願の提出から旅の途中病死した場合の扱いについて四点の史料をみていく。⁽¹¹⁾ 又吉は、発病から四八日の寛政五年八月八日に病下願、同一二日に末期願を、弘前藩邸に提出した。

〔史料5〕

乍恐以書付申上候、私儀明和七^寅年八月十一日親瀬兵衛家督高百石無相違被下、御手廻り式番組御組入被仰付、寛政二^戌年九月朔日御目付役被仰付、無調法之私、段々結構御取立被仰付、御厚恩之程可申上様無御座、冥加至極難有仕合^ニ奉存候、私当御供登被仰付、罷登り相勤罷有候処、当六月廿一日^ノ浮腫相煩、御医者手塚玄策其外用之儀早敢取申間鋪、旨御医者申聞候間、御国下り之上養生仕度儀、願之通被仰付難有仕合^ニ奉存候、然処遠路之儀於道中及大病候儀難斗奉存候、私行年四拾三歳罷成今年迄二十四年相勤申候、為指御奉

公^茂不申上残念至極奉存候、此上申上候^茂恐多奉存候得共、私未^タ男子無御座候間、青沼半助次男幸吉儀当丑拾二歳^ニ罷成申候、私娘方^江婿養子被仰付、以御憐愍^ヲ如何体^ニ茂被召仕、家名相誦被仰付、家内及渴命不申候様被仰付下置度奉願候、右之趣何^ニ茂宜御沙汰被仰候、以上、

寛政五^癸年八月

對馬又吉正幸（花押）

兼松七郎右衛門様

右之通相認、於江戸差下^ス、御目付方借写、

これは写しであるが末期願の様式がよくわかる。宛先は藩邸の用人になっている。同一三日、ちょうど国下りにあつている陸尺小頭木村源左衛門・貸人の掃除小人が付添つて江戸を發つた。ところが、同二三日、山形城下旅籠町の六左衛門の宿で病死し、その所の松岩寺に埋葬された。宿元・検断から付添人木村源左衛門に宛てて、次のような死亡から葬式・埋葬までを記した覚が出されている。

〔史料6〕

覚

一、津輕御家中對馬文吉殿江戸より御病氣^ニ而御下り被成候処、今晚当町六左衛門方^江御旅宿、途中より御差重り御病死之由被仰聞、依之当所寺院之内^江御取置被成度由御頼^ニ付、当所小橋町禪宗松岩寺^江土葬^ニ御取置被成候処相違無御座候、尤右寺よりも引導書付取之御渡申候、為其一札仍而如件

寛政五^癸年八月廿三日

宿山形旅籠町 六左衛門 (黒印)

檢断 佐治吉左衛門 (黒印)

後藤小平治 (黒印)

津輕御家中 木村源左衛門殿

また、松岩寺（曹洞宗）から付添人に葬式を執行した旨の証明が出されている。

〔史料7〕

一札之事

一、津輕御家中對馬文吉殿と申仁、御病氣^ニ而貴殿御差添江戸^ニ御下之處、当所^ニ御病死^ニ付、当寺^江引導^并取置之義御頼^ニ付、任其意引導いたし境内^江土葬^ニ取置申候所相違無之候、為其一札仍如件、

寛政五^癸年八月廿四日、

山形小橋町 禪宗 松岩寺 (黒印)

津輕御家中 木村源右衛門殿

江戸藩邸では、国元へ帰つた付添人の報告を待って、宿元への謝礼を行うとしてゐる。松岩寺過去帳の二三日に次のような記載が見える。

〔史料8〕「松岩寺過去帳」

寛政五^癸年八月津輕家中

正華院 閑亭冷月居士

俗名對馬又吉 旅籠町六左衛門而死

院号は欄外、居士の二字は擦り消した上に書かれてあり、紙背から信士と書いた跡が見え、後に加筆されたものである。旅人の死亡は仮葬の取

り扱いで、本葬は親類縁者が埋葬地に来て行うことになっているので、對馬又吉の親類縁者が松岩寺を訪れ、追善供養を行った際に、院号・居士号が追贈されたものと考えられる。對馬又吉の国元の菩提寺が曹洞宗であったかどうかはわからない。

病下りの途中に病死した場合、その地の寺院に頼み込んで仮葬してもらうが、藩邸は国元と連絡を取り、宿・医者・寺院、時にはそのところの江戸藩邸との対応も行い、挨拶料を届けていることがわかった。

弘前藩邸では、文化期に、発病してから一〇〇日後に病下りを願い出るように決めたが、個別の事情を考慮するため、徹底したものにならないかった。願いは所属の組頭を通し、医者や診断を受けてから提出するものであった。江戸患いといわれる脚気により、歩行困難となる者もあり、病下りには付添人を必要とした。付添人は、国元へ帰る者に付添わせる場合と、病人が自己負担する場合があった。拝借金は、薬料等の借財の返済、病下りの旅の費用のためであるが、もともと病下りは個人負担であるため、予備の不時金と共に国元の知行米・給金で返納するものであった。しかし、拝借金の一部を国元で免除する例もみられた。

大病で旅の途中で死亡が予想される時は、末期願を用人に提出してから出立した。武士社会にあつては、家名存続が最も重要なことであつたので、病下りの際の末期願を、江戸藩邸では目付が本人の花押を確認し、藩用の飛脚便で国元へ届ける手続きを取っている。

これまでみてきたところでは、弘前藩江戸藩邸の定府・勤番については、分限帳等から人数を把握できたが、又者については藩の支配が直接およびないことから、事件にならなければ記録に現われず、明らかにで

きなかつた。

掃除小人による貸人制度は、蝦夷地出兵の軍団編成の際に始まるが、江戸では役務遂行の為のほか、又者の病氣・死亡、病下りの付添いに必要であつた。貸与は三〇日であり、藩が経費の三分の一を負担していることから、江戸藩邸が平時においても、貸人がいなければ役務遂行ができないことを認識していることが考察できた。参勤交代の道中に又者を連れるのは、武士の体面上の都合であつて、江戸での召放ちは経済的余裕のなさ、その理由である。武具の貸与からも、武士身分の本来の役務を維持できない状況に陥つていくことがわかる。

国元から武家奉公人の供給が滞ると、必然的に江戸抱えに頼らざるをえなくなつていった。その中で、人宿の手代に扶持米を与えて、上総小部屋屋の管理、上総小人の募集、捨て子・行倒人の世話に当たらせている。

病下願いは、文化期より発病後一〇〇日過ぎてからと定められたが、個別の事情を考慮するため、徹底したものにならなかつた。

拝借金・不時金の返納は、国元の知行米・給金から行われ、このことは、国元の勘定奉行へ伝えられて処理されていることが明らかになった。末期願は、末期にあつて願い出るものであつたが、病下りの場合には旅の途中で死亡することを予想して、江戸で用人へ提出し、江戸藩邸から国元の藩庁へ飛脚便で伝えられていることが考察できた。

註

- (1) 「江戸御留守居役付勤方之覚」国文学研究資料館蔵。
- (2) 「江戸日記」寛保元年二月二十九日条。
- (3) 「上方分限帳」弘前市立図書館蔵。
- (4) 「常府御家中帳」同館蔵。
- (5) 「江戸常府并勤番者名前」同館蔵。嘉永三年一月の記録で、藩主は四月に参勤で国元を立っているので、在府の年になる。
- (6) 「江戸日記」安政三年六月二十五日条。
- (7) 「江戸御役人 上方御合力并京大坂役人上方町人御合力 御扶持米下方」弘前市立図書館蔵。年号がなく、天保四年（一八三三）を上限とし安政四年（一八五七）下限とする。よって、ここでは安政四年に掲げておいた。都合二二五人としながら、内訳との人数に三〇四人の差がある点は明らかにできない。
- (8) 「常府御家中御役調」同館蔵。
- (9) はじめにの註（9）前掲書。
- (10) 半田和彦『秋田藩の武士社会』、無明舎出版、二〇〇六。
- (11) 「江戸日記」文久三年二月二日条。
- (12) 小山秀弘氏蔵。『新編弘前市史資料編3（近世2）史料番号二〇三』弘前市企画部企画課、二〇〇〇。
- (13) 島村妙子「幕末下級武士の生活の実態―紀州藩一下士の日記を分析して―」『史苑』三二巻二号、立教大学史学会、一九七二。
「単身赴任下級武士の幕末江戸日記―和歌山藩土酒井伴四郎の日記―」『地図で見る新宿区の移り変わり―四谷編―』、東京都新宿区教育委員会、一九八三。
- (14) 「津軽編覧日記」弘前市立図書館蔵。
- (15) 「弘前藩江戸藩邸をめぐる町人訴訟の実態―天和期を中心に―」『近

世武士の生活と意識』、岩田書店、二〇〇四。

- (16) 「江戸日記」文化一三年二月二〇日条。
- (17) 右同弘化二年一〇月六日条。
- (18) 『北方史と近世社会』、清文堂、一九九九。
- (19) 「江戸日記」文化六年二月一五日条。
- (20) 右同日記宝永三年五月二六日条。
- (21) 右同日記宝永四年二月二九日条。
- (22) 右同日記寛保元年八月二八日条。
- (23) 右同日記安永元年一月二六日条。
- (24) 右同日記宝永三年一月二三日条。
- (25) 高牧實『文人勤番藩士の生活と心情』、岩田書院、二〇〇九。
- (26) 「江戸日記」安永三年一月二四日条。
- (27) 右同日記寛政五年九月二二日条。
- (28) 右同日記文久二年閏八月二二日、九月二七日条。
- (29) 右同日記天明二年一月五日条。
- (30) 右同日記寛政五年七月二二日条。
- (31) 右同日記安政二年二月二六日条。
- (32) 『津軽歴代記類』青森県文化財保護協会、一九五九。
- (33) 「江戸日記」元禄元年二月二四日条。
- (34) 右同寛保元年七月一日条。
- (35) 註（3）前掲書。
- (36) 「江戸日記」文政二年一〇月一日条。
- (37) 右同文政二年七月七日条。
- (38) はじめにの註（12）前掲書。
- (39) 「江戸日記」天保一〇年七月二二日条。
- (40) 右同日記弘化三年七月二二日条。

- (41) 右同日記弘化三年七月二十八日条。
- (42) 右同日記文久元年十一月一日条。
- (43) 右同日記嘉永三年五月一日条。
- (44) 右同日記安政三年七月六日条。
- (45) 右同日記文久元年二月二十六日条。
- (46) 右同日記天保六年二月一日条。
- (47) 木越隆三『日本近世の村夫役と領主のつとめ』校倉書房、二〇〇八。
- (48) 『江戸日記』元治元年四月二日条。
- (49) 右同日記文政一年十一月二二日条。
- (50) 右日記貞享四年九月二四日条。
- (51) 右同元禄元年十一月二八日条。
- (52) 岩波文庫、一九九七。
- (53) 『江戸日記』寛政五年八月八日条。
- (54) 右同日記寛政五年九月二〇日、二五日条。「国日記」同八年六月二三日条。『御用格寛政本』弘前市教育委員会、一九九一。小山内利門は寛政四年に還俗させられ、同五年病下りし、同八年藩校稽古館書学学頭に任じられている。
- (55) 『国日記』文化一三年四月二八日、九月一七日条。
- (56) 『江戸日記』文政一年一〇月八日条。
- (57) 右同日記天保一四年六月一七日条。
- (58) 磯田道史「近世大名家における足軽の召抱と相続」『日本歴史』第六二八号、二〇〇〇年。
- (59) 『江戸日記』宝曆一〇年九月五日条。
- (60) 右同日記嘉永五年八月一三日条。
- (61) 右同日記安永三年十一月二四日条。
- (62) 『国日記』寛政一二年八月一六日、九月一二日、十一月一日条。添田

右方は矢吹駅で病死し、跡式は末期願の通り養子常次郎に決まった。

- (63) 『江戸日記』文政三年六月二日条。
 - (64) 右同日記弘化元年八月一日条。
 - (65) 右同日記文政一年一〇月八日条。
 - (66) 右同日記天保五年五月一日条。
- 森林助『津軽黒石藩史』歴史図書社、一九七八。教寿院は寛保三年(一七四三)三人扶持、安政四年頃には二人扶持が支給されている。
- (67) 『江戸日記』安政五年八月二三日条。
 - (68) 「弘前藩医松野因策とその系譜 補遺」『弘前医学』第五二巻一号、二〇〇〇。
 - (69) 弘前市教育委員会、一九九一。
 - (70) 黒滝十二郎『弘前藩政の諸問題』北方新社、一九九七。
 - (71) 『江戸日記』元禄一四年七月二四日条。
 - (72) 「国日記」寛政五年九月二二日、一〇月二八日条。宮川慎一郎氏所蔵文書。松岩寺過去帳。はじめにの註(4)前掲書。
- ## 二 藩邸での死
- ### (1) 病 死
- 弘前藩邸内で病死した場合、定府とその家族は、菩提寺へ葬送されるが、勤番は江戸に菩提寺が無くどのような扱いをうけたかを考察する。また、葬送は死者の親類縁者の手で行われるが、弘前藩邸が関与するのはどのような場合であったかを明らかにする。
- 弘前藩の国元・江戸において、菩提寺を代えた例はあるが、寺請制度に関するものもごくが記録に現われないところをみると、さしたる問題も

なく経過してきたものと考えられる。

ところが、四代藩主信政が幕府から処分を受けることによって、死者の扱いに変化が生じた。二回にわたる処分の期間は、次のようであった。

①那須家の継嗣問題に連座して、貞享四年（一六八七）一〇月一四日から元禄元年（一六八八）四月一七日まで閉門。

②弟信章が秋田領に越境する事件により、同二年七月二四日から一二月二八日まで遠慮。

この閉門・遠慮の期間、死者を江戸藩邸の門外へ運び出せない事態が生じた。そこで、貞享四年、藩主自ら幕府奏者番久世出雲守に、伺いを立てている。これは、信政の姉満が土井能登守の正室になっており、その娘が久世出雲守に嫁しているのです、閉門中の取扱いについて尋ねたものである。返答の内容は、夜更けになってから露次火を灯さず竊かに寺へ送るといふものであった。^①この線に沿って藩邸内の死者が取り扱われた。同十一月九日、定府とみられる太田久右衛門が病死すると、目付の指示で死体は屋敷の片隅に埋葬された。^②親類への通知と、親類の藩邸の立ち入りを禁じている。一七日になってようやく死体が娘・又者・親類に引き取られた。屋敷内に一旦仮葬していたものを、幕府奏者番の返答の線で、日没後に死者を目立たぬように、小門から運び出して処理していることがわかる。屋敷内の埋葬は、小石川屋敷で他に一例あるが、埋葬後の取り扱いについては不明である。

元禄元年六月、幕府から、閉門・遠慮の処分の者が屋敷内に死者を埋め置くことについて、夜更に死者を密かに寺に送ることと、医者を入れることを認める布達が出ている。^③大名・旗本屋敷でも、処分を受けた時

に、死者を屋敷内に埋葬する例があり、取り扱いについて伺いを立てていたものとみられる。

弘前藩邸内では、貞享四年一月一日に勤番の横嶋彦太夫、一四日にはその家来仁助が病死している。^④菩提寺がなく埋葬を頼める寺院を探している。同二三日に病死した葛西九兵衛の場合は、二五日夜、同役一人が付添い、四人が棺桶を持ち運び出しているが、寺院名は不明である。^⑤棺桶の運び出しは、郷足軽・掃除方の任務であった。元禄元年一月二日、長柄の佐兵衛は江戸抱えのため、人宿太左衛門を通じて請人三河町大家五兵衛に引き取らせている。^⑥同三月六日、石田次左衛門の家来の場合、藩主へ報告後、下谷正洞院へ足軽目付、郷足軽四人に付き添わせて埋葬している。^⑦

藩主が閉門を解かれた四月一七日になっても、慎重な取扱いが続けられた。同五月一日、御間役土屋小右衛門が町屋で死亡すると、藩主から事静かに見守るようにと指示が出ている。^⑧同二年二月一二日の御台所帳付戸田七兵衛の場合、残された病気の母は、親類や貯えもないところから、乞食に落ちるより方法がなかった。藩主から家老へ指示があり、葬式料二分・賄料が支給されている。^⑨母には寺請証文を用意させ、小石川屋敷の尼正清冷月のもとに置き、救済している。

同七月二四日、藩主が再び遠慮の処分を受ける。同十一月二日に正清冷月が病死すると、藩主家の縁者にあたるためか白銀三枚が支給され、藩主家の菩提寺津梁院へ穩便に運ばれるように手続きがとられている。^⑩江戸足軽・江戸小人が御紋無しの提灯を持ち、輿担ぎは日雇いであった。幕府の処分が明けた同四年、御徒小山善次兵衛が傷寒で死亡すると、

日暮れてから馬場裏の門より、憚らずに死体を出してよいことになり、ようやく処分以前の状態に戻った。^①

処分の期間、葬送のほか、江戸抱えの武家奉公人の採用についても影響が及んだ。人宿になるべく新規でなく継続して雇用し、ことを荒立てないように申し入れがなされている。これは、新参で心得のない者の行動を懸念したものであろう。

この間、各屋敷の門は板うちし、神田鷹匠町の上屋敷では、日暮れてから西門の小門だけから出入りし、他の屋敷も同様であった。不浄門は本所二ツ目の上屋敷にあつては、東通りの土塀の間にあつたが、宝永六年（一七〇九）、新しく北門脇の土塀の間に、片開きとして設置されている。死体を屋敷外へ運び出すことについて、天明五年（一七八五）の史料をみることにする。

〔史料1〕「江戸御屋敷勤方御用留」

一、柳嶋御屋敷之内ニ而死人寺^五送り候も御目付より御差図有、尤御差図無候共日除御門より通^レ可申候、出入何^五入何人と翌日御目付へ書上可申候、

この内容を二点にまとめると。

①柳島屋敷では目付の指示により死人を日除門より運び出す。

②翌日、出入の者の名前を目付へ届け出る。

このように、他の屋敷でも同様の取り扱いが行われたものとみられる。安政江戸地震の際は、不浄門の閉閉を暮六ツ以後にすると、菩提寺が遠方にある場合、経費が増すので、明六ツ過ぎに死体を運び出してよいか検討したが、従来通りの扱いとなった。

藩主へは、藩邸内で発生した死者は掃除小人に至るまで、報告がなされている。元禄一四年、家老添田儀左衛門が病死すると、藩主自ら忌中に入り、屋敷内の鳴物禁止の目付触れを出し、香典銀子三枚を供え、幕府老中へ死亡届を提出している。^⑬

葬送するための片付金を、藩邸から拝借する例をみていく。寛政五年（一七九三）、勘定人伴安太郎は末期願・判元見届けの後に病死すると、片付金一両は藩から拝借し、知行米より返納することになった。^⑭文化四年（一八〇七）、定府足軽武村十助の母の場合、拝借金は以前のものもあり認めなかった。^⑮しかし、この後に三分の拝借が認められているところをみると、拝借金なしで、藩邸内の人々が葬式を出せない状況になっていることがわかる。同一年、対馬七次郎が浮腫・疝気で死亡すると、六両の拝借を申し出ている。^⑯藩では薬用分の拝借は先例が無いとしながらも、三両を認め、知行米から返納させることにしている。天保一〇年（一八三九）、中村新次郎の親の場合、御定三両の半分一両二分を前渡しとし、後日半金を貸している。^⑰安政四年（一八五七）、勸学生葛西處一の場合、勸学生として拝借金の先例が無く、御目見以上一両の基準に照らし合わせて、一両二分を出している。^⑱拝借金は、江戸藩邸勘定奉行から国元の同役へ藩用の飛脚便で連絡し、国元の知行米・給金で返納するものであった。

寛政五年以前は、掃除小人の葬式のための片付金は支給されていたが、以後に返納を伴うものに、変化しているようにみられる。この変化を裏付ける記録は無いが、国元で藩財政の窮乏から、天明・寛政期の二度にわたる土着政策があり、蝦夷地警備の負担が加わり、江戸藩邸の経費節

減が反映したものと考えられる。天保一四年、国元で節約令が出されると、江戸藩邸でも拝借金は四分の一に減ぜられる措置がとられている。

女中の場合では、安政六年、浜町御休息女中・若年寄格波衛が、八木橋慶蔵方に下宿し、養生中に病死した。藩邸は前例が無いとしながらも、二両を支給して片付料に充てさせている。¹⁹ 女中の片付金は返納の義務がなかったようである。

上総小人の場合、文化九年、岩撫村重右衛門は、人宿が引き取り埋葬している。²⁰ 弘前藩邸は先例により葬送の取置金二分を支給し、人宿にも取置金の返納を求めていないところから、拝借金に当たらないものであることがわかる。

七歳未満の子の拝借金は、御定の半減となっている。服忌令では七歳未満は服忌しなくてもよいことになっていることから、これが拝借金の基準の一つになっているものとみられる。

文久三年（一八六三）、諸手組木村寅蔵の場合、諸色高値のため拝借金御定の規定を改定する評議が持たれたが、これまで通りとなった。²¹

拝借金の基準については明確に示したものが残されていないが、片付金以外でも必ず返納を伴うものであった。御目見以上は一両、掃除小人が片付金二分の規程があることは、これまでの例によって明らかである。御目見以上については、表（一）の安政江戸地震の手当が、役職によって支給されているところから、拝借金御定の規定が役職と禄高によって設けられてあり、これを基準にし、個別の事情に応じて貸与したものとみられる。

病死した者の残された荷物については、安永三年（一七七四）、用人

戸田清左衛門の場合、本人の印判を封印し、書物と共に又者が国元に運んでいる。²² 同四年、三上甚右衛門の場合、家老の指示で本馬一疋分の金銭が支給され、荷物は御持足輕の手によって国元へ送られている。²³ このように、遺品は江戸藩邸の経費により、国元の親類縁者に送り届けられていることがわかる。

安政六年、箱持加勢鉄吉が病死すると、不浄となった畳一丁の取り換えのために、弘前藩邸は銀八匁三分五厘を支払っている。²⁴

江戸市中では華美になる葬儀を、四回にわたって統制している。寛政三年、麻持は親族だけとし、参列者を四・五人に制限したが徹底しなかった。文政四年（一八二二）、町名主が申し合わせ、人宿・料理茶屋・船宿・鳶入口・火消人足・餅菓子屋のほか、念仏講・題目講・富士講も対象としている。このように、葬儀の肥大化には、施主のみならず、参列する集団・接待に関わる者の存在もみえてくる。このことは、社会・経済の発展・充実があつて可能になった現象である。銅商住友家泉屋浅草米店の手代直次郎でさえ、出棺の衣装金三分・銀七匁四分五厘、棺桶二朱・一〇〇文、導師三〇〇疋、火葬の火屋料一両二分・一貫文、石塔三両一分・九匁五分、非人へ七〇〇文、茶漬の振舞い六〇人分一両等を出費している。²⁵ 六〇人分の振舞いの規模をみても、規制される方向が打ち出されるのは無理のないことであつたとみられる。

江戸では寺院へ一分を納めると、寺内墓地へ埋葬が認められ、火葬は最も料金の低い惣火屋焼きで二分から三分であつた。土佐藩では、藩士が又者を手打ちにした時、人宿に片付金一分、寺へ一分、棺桶等に二朱合わせて二分二朱を要し、手打ちにした藩士の負担であつた。²⁶ このこと、

表(2) 高橋佐兵衛の葬式費用

区分	費 目	金 額	備 考
仮葬	棺一式 角蓮台・仮位牌 糸帷子・手桶等 棺持 4人 平人 1人 出家供 1人 支度料 6人 桐油五枚笠、損料共 上下損料 ↗ 外に湯灌	1両 280文 1732文(1人432文) 264文 132文 200文(1人32文) 332文 72文 1両 3貫24文 200文	
	導師布施 式僧布施 地面料 初七日より百ヶ日迄 迎僧・剃髪 小僧布施 2人 大小受戻料 下男酒代 葬穴料 深5尺 ↗	2朱 200文 3分 1分 2朱 200文 300文 200文 300文 1両2分2朱	(別紙) 和尚布施 2朱 3人～4人 2朱 当日より百ヶ日 1分 迎僧 500文 小僧布施 100文 寺下男 酒代 100文 穴場酒代 2朱 非人 200文
本葬	方丈布施 墓所諷経 出僧布施 本葬式 方丈布施 出僧布施 10人 葬式諸道具 出僧支度料 葬式料 暮付届 ↗	100疋 100疋 200疋 300疋 300疋 600疋 100疋 50匹 1両1分2朱	
	石塔 位牌 定紋付茶碗1つ 腰高茶台1つ 小僧布施 恵然寺布施 ↗	3分 680文 200文 540文 100文 1分 1両 1貫520文	
3回忌	法事その他1式	100疋	
	盆暮付届	100疋	
	回向料	100疋	
	お供その他 盆暮付届	100疋 100疋	

火葬・振舞手当の記事なし

からすると、弘前藩邸の掃除小人が死亡し、二分あると寺院へ一分納め、残りの一分は棺桶を担いだ者への振舞いができたものとみられる。

勤番の者が死亡した時、どのようにして、葬送が行われか見ていくことにする。弘前藩士の例が見当たらないので、支藩黒石藩高橋佐兵衛の場合をみる。高橋家は藩の御用達であったが、佐兵衛は藩士として召抱えられ江戸勤番を命じられた。⁽²⁷⁾ 嘉永六年（一八五三）六月に発病し、看病人を二人頼んだが、脚気により七月一日に死亡し、深川恵然寺（臨濟宗）へ埋葬され、同寺の過去帳に記載がある。

〔史料2〕「恵然寺過去帳」⁽²⁸⁾

（嘉永六年）七月十一日

正宗義覚居士 津軽越中守様内 高橋佐兵衛事、勤番中死去、

信田氏墓同所

黒石藩士信田氏を通して寺へ頼み、同氏の墓所へ埋葬されている。高橋家の当主佐右衛門は一周忌に、火葬にして遺骨を黒石の菩提寺保福寺（曹洞宗）に埋骨したいとの思いから、黒石藩の重役・黒石藩江戸藩邸を通して、恵然寺から改葬の許可を得た。翌年閏七月二十八日、親類の佐五郎・斎助が派遣され、本葬・墓石の建立を行い、遺骨を持ち帰っている。同二年に恵然寺で三回忌の法事を行っているが、黒石から人は出かけていないようである。供養に使った費用が、表（2）である。商家だけに出納の記録が残されていて、仮葬から本葬の様子を知ることができる。仮葬は湯灌二〇〇文を入れて、計二両二分二朱・三貫二四文、本葬は計二両一分二朱・一貫五二〇文で、合計六両七四二文になる。このほか三回忌に五〇〇疋を支出している。寺から戒名を書いた紙片を国元で遺

骨と共に入れるように指示されているところから、火葬は行われたようである。ところが、火葬・振舞の経費が記録されていない。佐兵衛の戒名についてみていく。

〔史料3〕「高橋家永代過去帳」

一、八代目 七代目園次郎子、幼名佐兵衛、嘉永六年^{癸丑}七月十一日、於江戸表行年四拾才^三而死ス、前文^二有之

範量院正宗義覚居士

戒名は恵然寺のものに院号「範量院」が追加されている。これは国元の菩提寺で埋骨し、追善供養の法事を行った際に追号されたものとみられる。臨濟宗と曹洞宗の違いはあるものの、禅宗という括り方をすると、同宗で取り扱われていることが理解できよう。

弘前藩邸において、定府は親類縁者の手で、拝借金を以て菩提寺へ葬送できたが、勤番は邸内に親類縁者がいればその者により、いなければ同役・同部屋の者によって葬送が行われたことが明らかになった。

（しのむら・まさお 東北女子大学准教授）